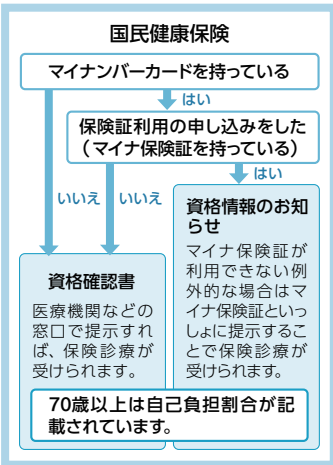




# 7月は資格確認書や各種認定証の更新月です

国民健康保険・後期高齢者医療制度は、病気やけがをしたときに、誰もが安心して治療を受けられる保険制度です。適正に資格確認書や認定証の更新を行いましょう。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎23-2127



後期高齢者医療	84歳以下	85歳以上
マイナ保険証を持っている	資格情報のお知らせ	資格確認書
マイナ保険証を持っていない	資格確認書	資格確認書

**医療機関を受診するとき**  
令和6年に従来からの保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。医療機関などを受診する際は、次のどちらかを提示ください。

- ・マイナ保険証 健康保険証として利用するための登録を行ったマイナンバーカード
- ・資格確認書 マイナ保険証を持っていない人用の確認書

**資格確認書または資格情報のお知らせを7月中旬に郵送します**  
【国民健康保険】マイナ保険証を持っていない人には「資格確認書」を、それ以外の人には新様式(適用開始年月日が記載)の「資格情報のお知らせ」を郵送します。

**【後期高齢者医療】後期高齢者医療制度に加入している人全員が対象です。**年齢やマイナ保険証の利用により郵送するものが変わります。

- ・75歳以上85歳未満の人 一定期間内にマイナ保険証を一定回数以上利用した人には「資格情報のお知らせ」を、それ以外の人には「資格確認書」を郵送
- ・85歳以上の人 「資格確認書」を郵送

※届いた「資格確認書」と「資格情報のお知らせ(70歳以上の人)」には有効期限があります。ただし、期限が切れる前に新しいものを郵送するため、更新の手続きは不要

## 各種認定証の更新

次の①②の各種認定証の更新手続きを8月3日(月)から、保険年金課や各総合支所地域生活課、各地区市民センターで行います。

- ・マイナ保険証を利用している人は、更新手続きは不要。ただし、住民税非課税世帯で、長期入院に該当する人は手続きが必要
- ①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証  
同一世帯で、国民健康保険加入者(加入していない世帯主含む)全員の令和8年度市民税が非課税である国民健康保険加入者
- ②国民健康保険限度額適用認定証  
①以外の国民健康保険加入者で70歳未満の人、または70歳以上75歳未満で自己負担割合が3割かつ住民税課税所得が690万円未満の人
- ※70歳未満で慢性腎不全の人を対象とする国民健康保険特定疾病療養受療証を手続き不要で、新しい受療証を7月末日までに郵送します
- 必要なもの 対象者の新しい資格確認書、手続きに来る人の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ※代理人手続きの場合、代理人の本人確認書類を持参。また、住民票が別世帯の人は、委任状が必要です

## 都城の未来をきれいにする第一歩!

# 正しいごみ出しと小型家電リサイクルで資源を大切に

私たちが生活する中で必ず発生する家庭ごみ。正しく分別して出すことは、都城の美しい環境を守り、限りある資源を有効活用することにつながります。今回は、家庭ごみの適切な出し方と、貴重な資源となる使用済み小型家電の回収について紹介します。

◎問い合わせ 環境業務課 ☎24-5560



## 家庭ごみは適正に出しましょう

ごみの分別は環境保全の第一歩。まずは基本ルールを確認しましょう。

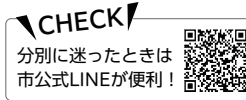
**【ごみ出しの基本ルール】**

- ・市の分別ルールを守る
- ・ごみの収集日を守る
- ・カラスや猫によるごみの散乱・悪臭を防ぐため、収集日当日の8時30分までに決められたごみステーションへ出す

※収集日は地区ごとに異なります。詳しくは、市ホームページを確認してください。

## 【分別で迷いやすいポイント】

- ・生ごみ 水気を切ってから燃やせるごみとして出す
- ・スプレー缶 穴は開けずに、空にして危険ごみとして出す
- ・食用油 布や紙で吸い取らせ、燃やせるごみとして出す
- ※油は排水口に流さないでください
- ・剪定くずや木くず 可能な限り乾かす



分別に迷ったときは市公式LINEが便利!



乾燥させ、燃やせるごみとしてクリーンセンターへ。または直径10センチ以内、長さ50センチ以内に切り指定ごみ袋に入れてごみステーションへ

※指定ごみ袋について詳しくは、市ホームページを確認ください

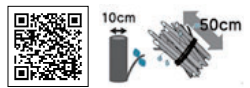
## 小型家電は大切な資源です

家庭に眠っている使用していない携帯電話やゲーム機などは、貴重な金属が含まれていて、正しく回収ボックスへ出すことで資源として生まれ変わります。

## 【回収対象の家電】

回収ボックスの投入口(25センチ×10センチ)に入る携帯電話やデジタルカメラ、ポータブルゲーム機、ACアダプター、電子辞書、電子体温計など

※家庭から排出するものに限り。個人情報情報は事前に消去してください



## 【回収ボックスの設置場所】

公共施設やスーパーなどの一部の民間施設に設置しています。詳しくは、市ホームページを確認ください。

## リチウム蓄電池を回収します

使用済みリチウム蓄電池(モバイルバッテリーなど)が原因の発火事故が多発しています。資源のリサイクルと事故防止のため、回収に協力ください。

## 【回収対象の電池】

- ・小型式充電電池
  - ・ボタン電池
  - ・コイン型リチウム電池
  - ※膨張、破損したものも回収可
- 

## 【回収時の注意点】

- ・端子部分はテープを巻いて絶縁してください
- ・燃やせないごみなど他のごみと一緒に出さないでください

## 【回収窓口】

環境業務課(郡元町)や環境政策課(本庁北別館3階)、各総合支所地域生活課、各地区市民センターの窓口にて手渡して回収します。

※回収時間など詳しくは、市ホームページを確認ください